

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 9月29日(月)

今週のこトバ

給付付き税額控除

所得に応じて減税と現金給付を組み合わせる制度で、納税額が控除額を下回る場合に給付の対象となる。物価高対策として自民・公明・立民は導入に向けた協議を開始。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/29(月) 先負

30(火) 仏滅 7月決算法人の確定申告ほか

10/ 1(水) 大安 中国の国慶節

2(木) 赤口

3(金) 先勝

4(土) 友引 自民党総裁選投票開票

5(日) 先負 競馬・凱旋門賞(パリ)

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/22(月) 45,494 △448 148.11 ▼0.19

23(火) 秋分の日

24(水) 45,630 △136 148.04 △0.07

25(木) 45,755 △125 148.81 ▼0.77

26(金) 45,355 ▼400 149.83 ▼1.02

10月から変わる主な制度等は

◎令和7年度地域別最低賃金の改定(10月以降順次)……令和7年度は全国加重平均で1121円(前年度比66円引上げ)となります。例年は10月中に発効しますが、令和7年度は27府県が11月以降となり、最も遅い発効は秋田の令和8年3月31日です。

◎育児・介護休業法等の改正……事業主は3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に対して、①始業時刻等の変更、②テレワーク等(月10日以上)、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与(年10日以上)、⑤短時間勤務制度から2つ以上を選択して実施する必要があります。また、個別の周知や利用意向の確認も義務となります。

◎大学生年代の被扶養者認定における収入要件の変更……社会保険(健保・厚年)の被扶養者認定に係る収入要件(年間収入130万円未満)について、10月以降の扶養認定から19歳以上23歳未満の被扶養者は「年間収入150万円未満」に変わります。なお、年齢(19歳以上23歳未満)は扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

◎後期高齢者医療制度の2割負担者への配慮措置終了……主に75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度において、医療費の窓口負担割合が2割となった方に対する配慮措置が9月末で終了し、自己負担額が増加する可能性があります。

◎その他……*公正証書の作成手続きのデジタル化、*単身高齢者等が賃貸住宅に入居しやすい環境を整備する住宅セーフティネット法等の改正、*労働者が在職中に無給の教育訓練休暇を取得した場合の「教育訓練休暇給付金」の創設、*Windows10のサポート終了(10月14日)、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201537

平均給与は前年比3.9%増の478万円

国税庁が公表した「令和6年分民間給与実態統計調査」によると、給与所得者のうち1年を通じて勤務した方は5137万人(男性2925万人、女性2212万人、平均年齢47.2歳、平均勤続年数12.6年)であり、その平均給与は前年比3.9%増の478万円(男性587万円、女性333万円)と4年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、男性では400万円超500万円以下の493万人(構成比16.9%)、女性では200万円超300万円以下の421万人(同19.0%)が最も多くなっています。

なお、1千万円を超える給与所得者は320万人(同6.2%)となっています。

★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※7月に提出した健保・厚年の「算定基礎届」に基づく新標準報酬月額で、10月に支給する給与から社会保険料の徴収を開始します。

※令和7年度地域別最低賃金が順次発効されますので、改定額と発効日を必ず確認します。

※改正育児・介護休業法の施行により、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の実施などが企業に義務付けられます。

※10月1日～7日は、労働者の健康管理や職場環境の改善などを促す「全国労働衛生週間」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年10月から変わる主な制度等の概要

◆令和7年度地域別最低賃金の改定

- ・令和7年度の地域別最低賃金について、改定額は全国加重平均で1,121円（前年度比66円引上げ）と過去最大の引上げが実施され、すべての地域で最低賃金が1,000円を超えます。
- ・各都道府県の引上げ額は63円～82円となり、令和7年10月以降に順次発効されます。
- ・例年は多くの地域で10月中に発効されますが、令和7年度の改定額は27府県が令和7年11月以降の発効を予定しており、そのうち6県は令和8年1月以降で最も遅いのは秋田県の令和8年3月31日となります。

◆育児・介護休業法等の改正

- ・事業主は3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者について、①始業時刻等の変更、②テレワーク等（10日以上/月）、③保育施設の設置運営等、④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）、⑤短時間勤務制度の中から2つ以上の措置を選択して講じることが義務付けられます（労働者はその中から1つを選択して利用）。
- ・また、3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に上記で選択した措置に関する周知と利用意向の確認を個別に行う必要があります。
- ・事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項（勤務時間帯や勤務地、就業条件など）について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

◆19歳以上23歳未満の被扶養者認定に係る収入要件の変更

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被扶養者認定に係る収入要件（年間収入130万円未満）について、扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（配偶者を除く）は「年間収入150万円未満」に変わります。
- ・年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合、令和7年における年間収入要件は150万円未満となります。
- ・令和7年9月30日以前に扶養認定済みの19歳以上23歳未満の被扶養者については、令和7年10月1日以降は年間収入が150万円以上見込まれる場合に被扶養者の削除（非該当）の届出が必要です。

◆後期高齢者医療制度の2割負担に対する配慮措置終了

- ・主に75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度において、令和4年10月に一定以上の所得がある方の医療費窓口負担割合を2割に見直した際、急激な負担増を抑制するために外来受診の負担増加額を最大で月3,000円に抑える配慮措置が実施されていましたが、令和7年9月末で配慮措置が終了します。
- ・2割負担の方は配慮措置の終了により自己負担額が増加する可能性があります（負担増加額は平均で年9000円程度と推計）。

◆公正証書のデジタル化

- ・公正証書の作成手続きがデジタル化され、①電子証明書による本人確認によりメールを利用した嘱託が可能、②ウェブ会議（リモート方式）を利用した公正証書の作成が可能、③公正証書は原則、電子データで作成・保存などが実施されます

◆住宅セーフティネット法等の改正

- ・高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できる環境を整備するため、孤独死や死亡後の残置物処理、家賃滞納といった大家の不安を解決する仕組みとして、*終身建物賃貸借（賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する賃貸借）の認可手続きの簡素化、*居住支援法人の業務に入居者の委託にもとづく残置物処理を追加、*要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定を実施します。
- ・また、居住支援法人等を活用し入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進するため、「居住サポート住宅」を創設します。

◆教育訓練休暇給付金の創設

- ・雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるために無給の休暇（就業規則等に基づき連続した30日以上）の休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができる「教育訓練休暇給付金」を創設します。